ただし、軒の高さが九メートル以下で、かつ、張り間が十三メートル以下の建築物（延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。）にあつては、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合によることができる。

第七十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第七十七条第五号に次のただし書を加える。

ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第百三十八条第一項中「関するもの」の下に「その他他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するもの」を加え、同項第二号中「並びに架空電線路用並びに電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの」を削る。

第百三十九条第一項第二号中「次項」の下に「から第四項まで」を加え、同条第二項中「煙突については」を「前項に規定する煙突以外の煙突については、第二項に規定するもののほか」に、「、第六節の二」を「及び第六節の二」に、「及び第八十条」を「、第八十条の二、第百十五条第一項第六号及び第七号、第五章の四第三節並びに第七章の八」を「並びに第八十条の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　煙突については、第百十五条第一項第六号及び第七号、第五章の四第三節並びに第七章の八の規定を準用する。

3　第一項第三号又は第四号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる煙突については、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第三十六条、第三十六条の二、第四十一条、第四十九条、第七十条及び第七十六条（第七十九条を含む。）の規定を除く。）を準用する。

第百四十条第一項中「次項」の下に「から第四項まで」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「工作物については」を「工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第二項に規定するもののほか」に、「、第八十条の二、第五章の四第三節、第七章の八並びに前条第一項第三号及び第四号」を「並びに第八十条の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に規定する工作物については、第五章の四第三節、第七章の八並びに前条第一項第三号及び第四号の規定を準用する。

3　第一項に規定する工作物のうち前項において準用する前条第一項第三号又は第四号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第三十六条、第三十六条の二、第四十九条、第七十条、第七十六条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）並びに第八十条において準用する第七十二条、第七十四条及び第七十五条の規定を除く。）を準用する。

第百四十一条第一項第二号中「次項」の下に「から第四項まで」を加え、同条第二項中「、第三十六条の三から第四十二条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節及び第六節の二、第八十条の二」を削り、同条に次の二項を加える。

3　第一項に規定する工作物のうち前項において準用する第百三十九条第一項第三号又は第四号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第三十六条、第三十六条の二、第四十九条並びに第八十条において準用する第七十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定を除く。）を準用する。

4　第一項に規定する工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第二項に規定するもののほか、第三十六条の三から第四十二条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節及び第六節の二並びに第八十条の二の規定を準用する。

第百四十三条第一項中「次項」の下に「から第四項まで」を加え、同条第二項中「、第三十六条の三から第三十九条まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二、第八十条の二」を削り、同条に次の二項を加える。

3　第一項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項において準用する第百三十九条第一項第三号又は第四号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定（第三十六条、第三十六条の二、第四十一条、第四十九条並びに第八十条において準用する第七十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定を除く。）を準用する。

4　第一項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項に規定するもの以外のものについては、第二項に規定するもののほか、第三十六条の三から第三十九条まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二並びに第八十条の二の規定を準用する。

第百四十七条第二項中「及び第二項」を「、第三項（第三十七条及び第三十八条第六項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第四項」に改め、同条第三項中「から第四号まで」を削り、「（第三十七条、第三十八条第六項、第六十七条及び第百三十九条第一項第四号」を「において準用する第百三十九条第一項第四号、第百四十条第三項（第三十七条及び第三十八条第六項」に、「第百四十一条第二項」を「第百四十条第四項」に、「、第六十七条、第七十条及び第百三十九条第一項第四号」を「及び第六十七条」に、「限る。）は」を「限る。）の規定は」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる工作物（高さが六十メートル以下のものに限る。）でその存続期間が二年以内のものについては、第百四十一条第二項において準用する第百三十九条第一項第四号、第百四十一条第三項（第三十七条、第三十八条第六項及び第七十条の規定の準用に関する部分に限る。）及び第百四十一条第四項（第三十七条、第三十八条第六項、第六十七条及び第七十条の規定の準用に関する部分に限る。）の規定は、適用しない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年五月一日から施行する。ただし、第百三十八条第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　大畠　章宏

内閣総理大臣　菅　**直**人